

令和元年度 第1回鶴岡市総合教育会議 議事録

- 日時 令和元年12月19日(木)
- 場所 市役所・庁議室
- 出席構成員 市長 皆川 治
教育長 布川 敦
教育委員 田中 芳昭
教育委員 清野 康子
教育委員 毛呂 光一
教育委員 齋藤 美緒
- 出席職員 総務部長 高橋 健彦
- 傍聴人 9人
- 進行 教育部長 石塚 健
- 議事説明職員 市民部参事(兼)危機管理監 早坂 進
健康福祉部参事(兼)福祉課長 齋藤 秀雄
子育て推進課長 渡会 健一
管理課長 吉泉 一郎
学校教育課長 尾形 圭一郎
学校教育課指導主幹 秋山 尚志
スポーツ課主幹 阿部 三成
- 事務局職員 管理課庶務主査 本間 陽子
管理課庶務係長 田中 若子
管理課庶務係専門員 原田 孝昭

開会(午後1時15分)

教育部長 ただいまから、令和元年度 鶴岡市総合教育会議を始めさせていただきます。
はじめに、市長からご挨拶をお願いいたします。

市長 鶴岡市総合教育会議を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。教育委員の皆様には日頃より本市の教育行政に貴重なご意見を賜りまして、また、市政全般につきましても多方面からご尽力いただいておりますこと、心から御礼を申し上げます。また、清野康子教育委員には11月に委嘱をさせていただきまして、初めての総合教育会議となるわけでございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一昨日、中高一貫校の開校に関しまして、県議会の文教公安常任委員会において、当初の計画どおり令和6年度に開校されるということで公表されたところでございます。子どもたちの教育環境が更に充実するようにソフト・ハード両面において、開校に向けた準備を計画的に進めていただきたいと思いますと考えておりますし、市といたしまし

ても教育委員会と連携をして、しっかり対応をしていきたいと考えております。

教育行政を進めるにあたりまして、市長と教育委員会が連携して進めていくためには、現状認識や課題を共有するということが大変重要でございます。今日の協議題につきましては、市長部局、教育委員会それぞれ大変重要な課題でございます。皆様方から忌憚のないご意見を賜りまして、有意義な会にさせていただければと存じます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

教育部長

それでは続きまして、教育委員会を代表いたしまして教育長よりご挨拶をお願い致します。

教育長

皆さん、こんにちは。今年度初めての鶴岡市の総合教育会議の開催にあたりまして、教育委員会を代表し、一言ご挨拶申し上げます。市長におかれましては、日頃より本市の教育行政にご理解、ご指導をいただきまして誠にありがとうございます。まずは、お陰様をもちまして、教育委員会の事務執行につきましては様々な施策の拡充に引き続き取り組んでいるところでございます。昨年度の総合教育会議におきましては、教育大綱の改定、それから中高一貫教育校をはじめとする諸事項につきまして意見交換がなされました。本日の会議におきましても、市の行政、教育行政における大変重要な課題が用意されております。これまで以上に、市長との意思疎通を図り、円滑な教育行政の執行に活かしていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

教育部長

それでは、本日の会議の進め方についてご説明申し上げます。

本日は、予めご案内しております三つの協議題につきまして、それぞれの協議題ごとに、はじめに事務局のほうから現状、課題等をご説明申し上げます。その後、教育長、各教育委員、市長の順にご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

会議の時間としては約一時間程度を見込んで進めていきたいと思っておりますので、皆様ご協力をお願いいたします。

それでは協議に入らせていただきます。はじめに、朝暘第五小学校の改築について所管部署であります管理課からご説明をお願いいたします。

管理課長

それでは、管理課から朝暘第五小学校の改築についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

朝暘第五小学校の概要でございますけれども、校舎につきましては、昭和39年に建築して、屋内運動場も昭和41年に建築され、平成5～7年度に大規模改修工事を実施しておりますが、校舎は市内小中学校の中で最も古く、屋内運動場も2番目に古い施設となっております。

これまでの、要望等の経過でございますが、平成29年8月に、校舎改築の早期実現について、地域の9団体から教育長へ要望が出されております。平成30年、10月の市長と語る会での意見交換会の際にも同様の要望があり、そして、市長、教育長とも交代したということで、今年の6月に改めて校舎改築の早期実現の要望が市長、教育長、それぞれに出されまして、現地建替が地域の要望であることを確認したとこ

ろでございます。

その後、意見交換会が11月6日に朝暘第五小学校教育振興会の主催で開催されております。市からの説明事項では、洪水時の防災面の対応として、ソフト面については、3日前からの行動計画である赤川タイムライン、避難確保計画の作成、訓練の実施が重要であること。また、ハード面については、堅牢な建物の建設、高層化による緊急時の避難場所の確保などを検討している旨、説明をしているところでございます。また、学童保育所の整備として、学校敷地内に校舎改築に合わせた整備が求められており、既存の学童保育所の取り扱いも含め、検討しなければならないことを説明してございます。

地域の皆様方のご意見としては、「緊急時の一時的な高所の避難場所に成り得ることを聞いて安心した」、「一日も早く事業を進めてほしい」といった意見のほか、「せっかく建てるのであれば、安全なところに建ててほしい」といったご意見も頂戴しました。そして、同日、それを受け現地改築を前提とした期成同盟会が立ち上がったところでございます。

資料にはございませんけれども、今週の月曜日には道形町の住民との意見交換会がございまして、現地建替ありきで進めるのではなく、各団体と調整しながら、きちんと周知し、意見を吸い上げてほしいという意見を頂戴したところでございます。

今後の対応といたしましては、地域の受け皿となる期成同盟会が立ち上がりましたので、必要な意見交換を行いながら、要望等を集約し、基本計画の作成など事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

教育部長
教育長

ただいまの説明を受けまして、はじめに教育長からご意見を伺いたいと思います。

29年の8月に教育長に、それから今年度の6月に新市長、新教育長へということで、市民の総意ということで五小改築の要望書をいただきました。議会においても、様々なご質問、ご意見を賜りましたので、答弁させていただきました。ただ、赤川の洪水時のハザードマップ対応に向けて、教育委員会としましては関上小中学校の視察、それから東京の日野学園の視察も兼ねまして、ハード面やソフト面の安全性を様々検証してまいりました。定例教育委員会でも議会での質問等を踏まえて報告させていただきましたけれども、今回、五小学区での期成同盟会も立ち上がりましたので、現地建替という総意に基づいた要望に沿えるよう、出来れば今後も各地域の説明会に出向きまして、安心して納得していただけるように説明をしてまいります。出来得る限り早期の改築という点では、五小学区の皆様も心待ちにしていることでございますので、市長部局とも連携を密にして取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育部長
齋藤委員

引き続き、教育委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

私からは、改築に伴って課題になっている学童保育所の整備について、一つお話しさせていただきたいと思います。

五小に限ったことではないですが、もっとよりよい環境づくりができればと思っています。旧市内の大きな小学校では、学童の施設が利用する子どもの数に対して施設

が不足していて、狭い空間にぎゅうぎゅう詰めになっている状態で子どもたちは過ごしています。その中で子どもたちはストレスを感じていて、いじめに似たような問題が起きていると聞いています。今年10月15日に教育委員として東京都品川区の日野学園を視察させていただいたのですが、その学童は校舎内に施設が併設されていて学ぶべきものが沢山あると感じました。校舎をそのまま活用しているので、十分なスペースもあるし、学校の先生と学童の指導員の方との連絡がスムーズなようでした。なによりも子どもに負担がないと感じてきました。これは一つの例ですけれども、このようなことを参考にして、いじめ問題にも関わる話だと思いますので、鶴岡市全体でも子どもたちがストレスなく親も安心して預けられるような環境が増えてほしいと思います。以上です。

清野委員

私はまず、五小の改築について、三つほど。

一つ目は、現地建替で進める方向であるようですが、基本的になぜ現地なのかをはっきりしておかないとダメなのではないかと思えます。ハザードマップでも水没の可能性がある地域ですが、災害が発生したときに、賛成した人からも必ず、だからあの時言ったじゃないか、なぜここは危険だとハッキリさせなかったのかと誰かのせいにしたがる意見が出てくると思えます。そうならないためにも、なぜ現地なのかをはっきりと、地域の人に限らず皆が分かるように説明して欲しいと思えます。

二つ目は、命を守ることが大切だと教えていかなければならない、ここは、危険なところがあるので、子どもたちに命は守らなければならぬと教えていかなければならないと思っています。津波の時に釜石とか、大船渡小学校ではほとんど犠牲者が出ていないと聞いたことがあって、それはやはり日頃の防災教育が徹底していたということだと思いますので、ソフト面でもしっかりしていかなければならないと思えます。

三つ目は、ここが避難場所になっているのですが、せっかく上に高くした避難場所になっているのに洪水時に活用できなかつたら意味がないので、建てるのであれば、きちんと活用できるようにソフト面、ハード面を含めて対応してもらえたらと思えます。

あとは、学童について。先ほど齋藤委員もおっしゃられたように、私は一小学区なのですが、そこに学童を建てたのはいいのですが、プレハブにしたり、地域の民家を教室にしたりということもあって、今、4か所あるようすけれども、それを1か所にする要望があると聞いています。皆様の要望はどうなのか、そこをしっかりとっていかなければ、ただ1か所にしたらいいというのではなく、地域の皆さんの要望を聞いて、子どもたちがより安全で安心して過ごせる場所であってほしいと考えております。

毛呂委員

皆さんがおっしゃられたことと被りますのでお話しませんが、やはり、今回議会でも話されているように、まずは地元の人たちに説明をされていることは分かっているのですが、保護者、お子さんがいる家庭、これから特に五小ができるのは、いくら早くも数年後になるわけなので、今の、1歳、2歳、0才児のいる保護者にきちんと説明をしなくてははいけない。先日16日に道形町で、説明会をやっていただいたので

すが、同じようなところを細やかにやっていただきながら、でも、早めに改築をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田中委員

自分の意見をまとめるために、五小学区に住んでいる元教員、元五小の教員だった人、数名に意見を聞いてきました。その人たちは現地改修を望んでいました。ハザードマップを見て、どのみち堤防が決壊したら自分のところも、五小学区のほとんどが水浸しになるのだとしたら、ハザードマップの危険地域にかからない安全なところという、五小学区からずっと離れたところになってしまい、かえって自分たちがそんなところまで避難しなければならぬのは大変だという話でした。

私たちが一昨年、教育委員の視察研修の際、宮城県閑上地区の小中一貫校を視察した時の狙いが二つありまして、小中一貫校の教育というものはどういうものかということと、3.11の地震による津波で被害を受けたところが、元々あった学校と離れていないところに建て直すのはなぜなのかということだったのです。その理由が、あの震災にも耐えうる堅牢なものを少し高台に作るということでした。その際、市の施設係の方も視察に一緒に行って、もし五小を現地建替にするのだったら、堅牢なものにするのか、安全な場所にするのかということ、今検討中だから勉強しに来ましたと言っておりました。

ハザードマップで見ると、五小は木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生する恐れのある区域になっています。先ほども意見がありましたが、その場に堅牢なものを建てるのか、それとも、氾濫が起きて水が来ないところに建てるのかということの議論をじっくりしていただきたいと思います。しかし、地域の人たちの要望が現地建替で出来るだけ早く、今、もし大雨で堤防が決壊したら、今の五小の建物だったらそのまま流される恐れがあるというハザードマップなのですから、出来るだけ堅牢なものを早く建ててほしいという要望が圧倒的に多かったです。自分も閑上を見てきて、震災被害を受けた人たちが、あえてそこに堅牢なものにして一時避難所に使用できるものにしたところを、なるほどと思いました。

あと、YouTube でこんなに市議会を一所懸命に見たことがないです。もし何かあったときに、教育長はどう責任を取るのだと、取れないだろうという話を聞きまして、現時点で我々が考えられる最善の策をとるわけですが、それでも何かあるかもしれない。この間ニュースで見たのですが、台風被害で新しく堤防を作ったところが決壊して水の流れ道になって被害が非常にひどくなった。地元住民はあの堤防を作らなければこんなひどいことにならなかったのにと市が責任を取る形になっているのを見て、やっぱり現時点で地元住民が要望するもので、一番安全だと思えるものを出来るだけ早くというのがいいと思いました。

あと、市長からも言われていた教育委員会の見える化の話ですが、教育委員会ではどのような議論をしてきたか、その議論が見えませんかという質問でしたけれども、私も以前、県庁に勤めていて議論の経過を公表できない仕事もしていた時期がありました。そうしたときに、例えば、どこどこに移転するとか、どこどこがいい場所だというような、内部の議論をその都度その都度出す必要があるのだろうかということなの

です。教育委員長だった時、鶴岡東に非常勤講師でいましたが、あそこも同じハザードマップで倒壊の恐れのあるところなのです。ハザードマップが出て五小の問題が出たときに、ここは水没する恐れがあるからどこかに移ったほうがいいのか、ハザードマップでどの辺が適当かと教育委員長だった人が何気なく話したとします。それを聞いた人が伝言ゲームで、教育委員会ではどこどこに五小を移転するようなことを考えているそうだと、内緒で教育委員会が進めているような話に伝わりかねないのです。やはり、市民の方たちに大きな影響を与える立場の人は軽々しい発言はするべきではないと思っています。その中で、教育委員会が視察に行ってこんな検討をしていますと、どこまでどのような形で検討を進めているかを公表するということは、もうちょっと検討するべき課題かと思います。

教育部長
市長

それでは、市長からお願いします。

皆さんが色々ご発言されて後に市長からとなると大変な重責かと思うのですが、五小の改築についての基本的な考え方は既に議会で教育長が述べておりますし、私も述べたとおりでございます。これは、今年の6月に要望書をいただいておりますし、その際、現地建替が地域の総意だということで、そこにいらっしゃった方は発言されておりました。これは、何度もお答えをしておりますけれども、市としても、それを重く受けとめて、なんとしても検討しなければならないと思っています。

清野委員から、なぜ現地建替なのかという、その整理が必要だということもありましたし、毛呂委員からも、これから入る子どもたちの保護者などへも丁寧に説明するなどの話もございました。田中委員からも意思形成過程の、どの段階でどういう情報を出すのかという話もあったのですが、せっかくこのような会議ですので、これはもう教育委員会の方と十分議論して、これから期成同盟会と進めていくことですが、それに尽きるのですが、私の妻が宮城の石巻出身で、私は東日本大震災を現地で経験したのですが、津波が直撃したエリアに妻の家がありましたし、門脇小学校が震災以降 どうするかと議論されていまして、直接経験して50日くらい石巻市役所を手伝った経験もありますので、自分なりの考えがあります。大きく言うと、日本というのはつくづく自然災害がつきまとう国なんだということが一つあります。ゼロリスク、これは食品の安全管理などでもゼロリスクが話題になることがあるのですが、リスクが無いほうがいいのですが、ゼロリスクというのが食品においては無いのです。ある量を超えて食べたりすると何かリスクが出てくるというリスクがあるわけです。災害への対応というのも、ゼロリスクというのはちょっと考えづらい。より安全にということとは当然必要ですが、そこで、その場所というようなこととのコンフィット、対立というのが起こるわけです。現に形成されている住宅地、市街地、現地建替が教育委員会の基本的な考え方なのですよね。現地建替を基本にすると言うのは。

教育部長

これまでの鶴岡市としての考え方としては、現地建替を原則に考えております。

市長

そこは、教育委員会でもっと整理したほうが良いと思いますが、五小だけの問題ではないのです。今、災害が起こったらどうなるのだということも、しっかりやらなければならないと思います。大川小学校のことも踏まえれば、先生方の研修のこととか、避難ができるのかということも求められているので、鶴岡東高の例もありましたが、朝陽二小、湯野浜小や櫛引の方もですね。安全なところに建てたほうが良いという議論があることは分かりますが、地元が現地建替を望んでいる。それも、より丁寧な説明が必要だと思いますが、そのことは重く受け止めていかないと、まとまるものがまとまらなくなるということになりますので、教育委員会の方でよく議論していただきたいと思いますが、ゼロリスクというのは無いと思っていますので、そういうことも踏まえて責任ある決定をしていかなければいけないのかなと。当然、ハード的なこと、ソフト的なこともしっかりやっていくと。先ほど、田中委員からもお話がありましたけれども、布川教育長に何かあったら責任とれるのですかと迫ったような、手法としてはどうかと思います。これは、みんなで考えて、みんなでそれを背負ってですね、あの時、私は反対したんだと言うようなことがあるというのは、まだ議論の進め方が幼いと感じております。齋藤委員からの学童保育についてですが、おっしゃられるとおり、児童は減少しているのですが学童保育の登録児童が増えているということがあります。学校の空き教室の利活用が有効だということは具体的にどういうことですか。

子育て推進課長

既存の校舎で、児童の減少でクラスが減った場合の空き教室を利用して、学童保育の設備を踏襲して受け皿にするというのが全国的には多いです。

鶴岡では、やっている学校はありますけれども、具体的には大泉小学校、櫛引西小学校。ただ、市内のナンバースクールでは空き教室が出てくる様子がない状況にあります。

市長

これまで、学童保育の整備について、どういう全体図のもとにどうやって、どう進めてきたのか、以前整理したことがあったのですか。

子育て推進課長

これまで必ずしも学校に併設してきたわけではないのですが、例えば一小ですと、隣接の旧校舎で学童保育をしていたのですが、老朽化も激しいというので、改築に合わせて旧校舎を解体し、南部児童館を建設しました。公設で学童保育の場所を確保した例となります。そういう施設整備ができないところは、これまでは、運営委員会や学童の事業実施者が空き家ですとか、市の普通財産の施設を改修して利用してきております。

市長

何か月か前に、子育て推進課長ともお話したのですが、学童保育所のこれからを全体的に大まかにいうとこういう方向性で本市では整備や改修をしていくといった考え方の整理が必要なのではないかと。おそらく、ニーズがあったのに応えて、その都度検討してきたというのが実態に近いのではないですか。

子育て推進課長

そうですね。急激なニーズに対応しきれなくなってきたようです。

市長

そうなんです。それで、子育て推進課長は、この10月は幼児教育、保育の無償化で大変な状況になったのです。他の仕事ができなくなるわけです。非常に大きな制度

改正があると。そういうことは、折に触れて実情は説明しなければならいと思うのですが、立派な構想を練るのに十分時間を費やしてというのが中々できないのです。市役所の職員がみんな忙しくて、どうしても、その場その場の対応になってきたというのがあります。ただ、全体図を作ればいいのかというと、現実の現場とのすり合わせが非常に求められるところですので、ただ机上の全体図を作ればいいのかというところではないですが、先ほども申し上げました空き教室の利活用、全国的な動向も踏まえて学童保育の充実に、齋藤委員から児童にストレスがかかっているというご指摘は、私もいろんなところで伺っておりますので、学校の分は教育委員会ですけれども、学童保育は子育て推進課が担当になっているわけですが、密接なところでありますので、五小の改築を考えたときに、具体的に今後のことも先取りしたような整備を求められると思いますので、出来るだけ今後に繋がっていくモデルとなるような整備になるように取り組んでいきたいと思います。ほかのところとの関係で様々な整備が必要な部分がありますので、課題については認識をしていって、それを鶴岡らしい学童保育というものを、財政的には制約があるわけですが考えていきたいと思っております。以上でございます。

教育部長

それでは、この件につきましてはこれでよろしいでしょうか。

次の議題に移ります。(2) オリンピック・パラリンピックホストタウン事業とそのレガシーについて、所管のオリンピック・パラリンピックホストタウン推進室長から説明をお願いいたします。

オリンピック・
パラリンピック
ホストタウン
推進室長

それでは、スポーツ課から協議題2のオリンピック・パラリンピックホストタウン事業とそのレガシーについて説明させていただきます。

ホストタウン事業の意義につきましては、スポーツだけの枠組みだけでなく、地域の活性化、グローバル化、観光振興等に繋げるため、ホストタウン国と地域との人的・経済的・文化的な交流を図り、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図るものでございます。

これまで、本市が取り組んできましたことの1点目としまして、オリンピック・パラリンピアンとの交流でございます。スポーツの最高峰である舞台を経験した方々の話を聞くことにより、オリンピックを身近なものとして興味関心を抱き、機運の醸成に繋がったものと考えております。

2点目としまして、ホストタウン国であるドイツ連邦共和国とモルドバ共和国の事前合宿誘致及び両国に関する勉強会を開催しております。今年の10月にはドイツ、モルドバを皆川市長が訪問し、事前合宿及び事後交流に関する合意書に署名をしてきたところでございますが、これまでは、ドイツのボッチャ、モルドバのアーチェリーと、柔道の選手団を強化合宿にお迎えしております。課題を検証して来年も事前合宿受け入れに備えていきたいと考えております。

また、市内の小学生から高校生まで、学校訪問などを実施して様々な交流を通して市民からホストタウン国を知っていただく機会を多く設定してきたところであり、スポーツに限らず両国の文化においても相互交流できたものと感じております。

3点目としまして、ボッチャ競技の普及促進であります。本市は、すべての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を目指すことを目的としまして、今年10月に共生社会ホストタウンに登録しております。昨年3月のドイツボッチャチームの来訪を契機としまして、各種スポーツイベントや福祉体育祭、バリアフリー講習会など様々な機会を探求しながら、ボッチャの体験コーナーを設置して、福祉団体などとも連携を取り、幼児から高齢者の幅広い年齢層の市民への普及促進を図っております。このボッチャ競技はパラリンピックの正式種目ではありますが、障がいの有無に関係なく、誰でも気軽に楽しめる競技でもあり、先日開催しました市長杯ボッチャ競技大会の開催支援など、共生社会の実現に向けて今後も取り組んでいきたいと考えております。

資料の裏面に移りますが、最後の4点目としまして、体育施設のバリアフリー化でございます。これまでの取り組みとしましては、平成30年度に5施設においてトイレの洋式化を実施しております。また、以前には、2つの施設の障がい者用トイレと言われる多目的トイレの改修をしており、少しずつではございますが環境の改善を図っております。今後につきましても、トイレの洋式化など検討を進め、利便性の向上を図っていききたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育部長

では、この件につきまして、また教育長の方から、よろしく申し上げます。

教育長

聖火ランナーのほうも発表になって盛り上がってきているわけですが、市のスポーツ推進計画の後期計画も改訂になりまして、「スポーツのまち鶴岡」ということを目指して取り組み始めています。この間、ボッチャの市長杯で市長も一緒に参加されたのですが、私も一度体験したことがあるのですが、ボッチャは健常者も障がい者も全く関係なくできるスポーツだと思いました。心も施設面でもバリアフリーを図っていく必要があると、それが、これからのレガシーになっていくと感じたところです。議会でも、これから共生社会を実現していくためには、どのようなことが必要なのかという質問がありました。やはり、施設だけでなく心のバリアフリーも大事だということを学ばせていただきましたし、これからは、ハード面、ソフト面、人との交流を大切にしていかなければならない。その一つの契機として、このオリ・パラを利用していかなければならないと考えています。我々行政だけではなく民間の交流も支えていく、活発になるように後押ししていくことが必要であると思っていました。

昨晚、スポーツ少年団と小学校との懇親会があったのですが、今はサッカー、卓球、バドミントンの部員が増えているのだそうです。それがなぜかと尋ねたら、ちょうど今ワールドカップが沢山あって、世界で活躍している人たちがテレビで観られる。今年度、昨年度辺りからこの3つの種目の部員が非常に増えてきている。やはり、日本人選手が活躍する姿を観たときに、子どもたちが影響を受けて、また新たな選手として活躍していくことも、一つのレガシーだなと思っておりました。是非、全種目の方々に頑張っていただきたいと思っております。

齋藤委員

私の子どもは小学生なのですが、学校を通じてオリンピックに関わる行事のお知らせをいただくのですけれども、結局、我が家もそうなのですが文化系だとあまり周知

しないというか、親が興味ないとそこに連れて行かない、知らないで終わってしまうケースが沢山あるのではないかと思います。こちらに何校か載っているようですが、鶴岡市全体で競技に対して、子どもたち全員に体験させる場があったり、食文化を知るなど、そういうものを市の全体の学校でやっていったら、もっと子どもたちが知るチャンスが増えるのではないかと思います。

清野委員

自分が普段生活していて、鶴岡市がこんなに力を入れているところがあまり感じられないのは、私に関心がないのかどうか、私にも問題があるのかなと思うのですが、ボッチャの競技について知っている人が増えている感じがしないので、もっと知っている人を増やしていかなければならないと思います。小学校や中学校の授業で取り上げたらと、今の学習指導要領をみると簡単ではないかもしれませんが、幼稚園や保育園だったらもっと気軽に楽しく教えられるのではないかと。大人はなかなか難しいですが、子どもたちを通して浸透していく方法もあるかと思います。せっかくオリンピックが日本で開催されるのですが、ここで競技が行われるわけではないので高揚感が中々出てこないと思いますが、この先、日本で何年先に冬季以外のオリンピックが開催されるのだらうと考えると50年は無いだらうというのであれば、子どもたちにもっとワクワクするような感じを持ってほしいなと思うのですが、では、そこをどうしたらいいのか難しいのですが、オリンピックがこういうものだと分かってほしいなと思います。

あと、今、鶴岡市に限らずどこでも人口減少が言われている中で、オリンピック・パラリンピックのホストタウンとするのであれば、それが人口交流に繋がっていけば、人口が増えないけれども交流人口が増えることでもっと発展するのではないかと考えています。

毛呂委員

せっかくオリンピックが日本で開催されるということで、鶴岡にも相当な数の外国の方がおいでになると思います。鶴岡のホテルのすべてが外国語対応をできるかという、まだそうではない。温海、湯野浜、湯田川のすべての旅館でも外国人対応がほとんどできないと言っておりました。その辺も含めて飲食店も出来てない。みんなが分かるような外国語対応ができるパンフレット、マニュアルみたいなものを実は作っている人もいます。そういうものをみんなで共有しあいながら、外国の人が来たら受け入れを断っているというところもあるのですが、そうではなくて、みんなウェルカムで、せっかく鶴岡に来ていただいたのだから楽しんでもらいたい。ユネスコ食文化創造都市でもありますし、よく議会でも話が出ます **FOODEVER** は、あそこは唯一、受付は外国語対応が完璧です。英語、中国語、ほとんどの外国語で対応できるマニュアルが置いてありますから、そこを利用しない手はないのではないかと思います。よく、**FOODEVER** の活用がどうと話が出ますが、活用する一番いい機会だと思いますので考えていただければと思います。

田中委員

今の毛呂先生の意見を、なるほどと感心したところがございます。自分の場合、サッカーワールドカップの印象が非常に強くて、今年はラグビーのワールドカップがあって、ラグビーもサッカーのワールドカップの時みたいに今年の盛り上がりだけでな

く、その後もさらに普及が進んでいくようにやって欲しいと思っています。今回出されたホストタウン事業とそのレガシーについても、是非一時的なものではなく、やって良かったと、それがずっと残っていく、サッカーのことですとアフリカの国と九州の中津川村が今でも交流が続いているという話があるので、そのようになって欲しいなと思います。

教育部長

市長からも、よろしくをお願いします。

市長

いよいよ来年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということで、鶴岡はドイツのボッチャ選手団、モルドバのアーチェリー、柔道選手団の事前合宿の受け入れをする取り組みをするわけですが、清野委員からお話がありましたが、なかなかオリンピックが近づいている、ボッチャ普及に取り組んでいることが浸透していないような気がするとお話いただきました。オリンピック・パラリンピックというのは本当に世界的なイベントですが、齋藤委員からも文化系の人にはなかなか伝わってこないという面はあるんだろうと思いますが、今回は東京オリンピック、1964年以来ということで、日本開催がいつになるのかと考えると相当先になるんだろうと、もっとも身近な開催地、今回は復興五輪ということもありますので、被災地でいろんな競技が開催されるということになります。私たちの市長部局と教育委員会は連携して取り組んでいますが、一過性のイベントで終わりということにはしてはいけないと思っています。毛呂先生からは観光へのつながり、外国人対応のこともありましたし、田中委員からは先般のラグビーも踏まえて、これからも交流が続くような取り組みにしていかなければならないという話がありました。そういう芽はいろんなところがあると、例えば、モルドバとの交流で言いますと市民サポーターの方々が非常に熱心に活動していますし、モルドバからいらっしゃる競技の一つアーチェリーでは地元の中村美樹選手と一緒に練習したり、鶴岡はアーチェリーが盛んですので、地元の高中生と交流が図られたり、柔道も地元の高中生との交流が図られていますので、スポーツを通じた国際交流、国際化、グローバル化と言われて久しいですが、鶴岡も英語教育に力を入れて取り組んでいますので、実際に世界と接する、開かれる大きな機会となりますので、多くの小学生、中学生に交流を広げていきたいと思っています。ドイツのボッチャの方は、切り口がいろいろあると思いますが、今年の10月に、鶴岡市は共生社会ホストタウンに登録しました。これが、単なるパラリンピックの事前合宿地になるということが目的ではなくて、鶴岡市の障がいのある人も無い人もともに暮らしやすい街にしていくと通過点にしていかなければならないと思います。先日、市長杯のボッチャ競技大会が開催されたのですが、障がいのある人、無い人、どちらかという障がいのある方が多かったのですが、私はそれを見て、生き甲斐というものがあると思いましたし、障がいが無い方も障がいがある方がどういうことで苦労しているのかということが、同じ競技をやる中で分かる。これは、共生社会を考えていく上で、非常に面白い取り組みだったと思っています。今、障害者差別解消法があるのですが、その主旨を踏まえた市の条例の検討を進めておりまして、先日検討委員会の方から私のほうに答申もいただいております。この障がいへの理解、共生社会とい

うことをただ、文言だけで条例を作ればそうなるかということ、そうではないので、作る過程も大事にしたいと思えますし、大事にしてきたのですけれども、そのパラリンピックがあるというのは障害者差別解消条例の主旨を広めていくにも非常にいいタイミングだと思いますので、オリンピック・パラリンピックに出来るだけ多くの市民の方に参画していただけるように、教育委員会のスポーツ課が中心なわけですが、障がい者のことは福祉課にも関わりますし、観光、食文化なども全庁的に関わるわけですので、より一層来年の本番に向けてしっかり取り組んでいきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

教育部長

この件につきまして、ほかに何かございますか。

なければ次の議題の（３）いじめ問題について、所管の学校教育課のほうから説明をお願いします。

学校教育課長

当初お配りした資料と状況が変わってきているところがありますので、その辺りも触れながら説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

はじめに、いじめの認知件数の増加について、お話をさせていただきます。平成30年度とそれ以前の過去3か年の経過について載せております。特に小学校で年間の認知件数が増加傾向です。30年度と29年度を比較しても倍増の結果になっています。この要因として、29年3月に国のいじめ防止基本方針が改定され、いじめの定義の解釈が拡大したことがあります。従前は「けんかは除く」とされていましたが、「けんかやふざけ合いでもいじめに該当するか判断する」と方針が改定されました。認知内容の約半数は「冷やかしやからかい」であります。気にさわることをされたり言われたりしたというものも多く認知されています。見方が変わったことによりまして、極端な例ですけれども、良かれと思ってやったことが相手はそう感じなかったのであれば、それもいじめの認知にあたるという解釈になっております。これらについては、たとえ小さなトラブルであっても積極的にいじめを認知し、児童生徒の支援につなげられるように取り組んでいるということでございます。今年度の状況ですが、7月末までの段階で、認知件数が小学校で958件、中学校で135件であり、前年同期よりさらに増加しており、これは県、国も同じような傾向にございます。

二つ目、いじめに係る重大事態の発生について。些細なことから始まったトラブルが遊び感覚で長期化、陰湿化し、被害児童の長期不登校につながり、いじめ重大事態に至った事案ですが、昨年度もいじめを要因とした30日の不登校日を超えたという子どもがおりまして、昨年度と今年度に発生しております。今年度発生した事案につきましては、対応委員会として第三者委員による調査を行うことになり、現在その対応を行っておりますけれども、今週16日に第一回目の対応委員会を開催したところでございます。

裏面をご覧ください。三つ目の、いじめ問題への対応につきまして、学校ではきめ細やかに認知をしながら、対応しているにもかかわらず、大きな事案に至っているというケースも実際に発生しております。被害児童やその家族に寄り添った初期段階での対応が極めて重要であることを再認識したところです。それから、教員や学校によ

って、いじめの認識やいじめの対応に差が生じないようにしなければなりませんし、担任が抱え込まず、組織的に対応することが極めて重要であります。学校によって違う、先生によって違うということにならない様にしていくことが重要だと考えています。いじめ防止対策を推進するために、関係機関や団体、学校と教育委員会で組織するいじめ問題対策連絡協議会を開催しておりまして、年2回、いじめ問題についての共通認識を深めながら、情報交換を通して連携を図っていくようにしているところでございます。説明は以上です。

教育長

今説明にもありましたが、鶴岡のいじめの認知度は件数も含めまして、県でもおそらくトップか2番目だと思います。では、鶴岡の子どもは、いじめっ子が多いのかということではなく、鶴岡の先生方は子どもたちをよく見ているということの結果だと私は思っています。確かに些細な喧嘩から始まるのかもしれませんが、それを事細かに見ている先生がいるからこそ、今の鶴岡の教育レベルが高くなってきているのだと自負しているところです。

12月16日に第1回目のいじめ対応委員会、第三者委員会を実施しましたが、今後も回を重ねまして慎重に進めてまいりたいと感じております。学校としては4月に校長先生が各校にいじめ防止基本方針を職員、保護者に説明することが課されています。先ほど課長からもありましたが、個人ではなくチームとして対応していくことを各校で取り組んでいます。早めに対応して、その日に起こったことはその日のうちに出来る限り解決して、保護者に伝えるという家庭との連携を、より一層やっていく必要があると思います。やはり、早めに子ども、保護者の方の言い分をしっかりと丁寧に聞き取る、その作業が必要だなと思っていました。

最大の予防策は、新学習指導要領で求められているのが、地域に開かれた新教育課程、学校です。では、何をしていけばいいのかということ、楽しい学校づくりが一番で、出来れば行きたくなる学校づくり、それから、学びたくなる学校、そして、友達と遊びたくなる学校。そういう学校をしっかりと作っていけば、いじめの解消に直結するのではないかと思います。もちろん、鶴岡の各学校で、取り組んでくれていますが、より一層そこに向けていかなければならないと思っています。4月にですが、校長会、教頭会でも、子どもの良さ、学校の良さ、地域の良さを自分の言葉で語れる子どもたちに育成してほしいと切にお願いしています。それがこれから浸透していけば、子どもたちのいじめも少しずつ解消されるのではないかと望んでいます。

齋藤委員

私からは一点だけなのですが、自分の子どもの通う小学校での話ですが、様々な行事ごとにいじめ問題に触れて、いじめに関するアンケート調査が行われていて、小さな問題も大きくなるように先生や保護者が一所懸命に動いているというのを感じています。子どもたちや保護者も情報を発信し、キャッチしやすい環境づくりができていていると感じています。これは、この学校だけでなく市全体での動きだと思いますので、とても有り難いことだと思っています。

いじめの定義が変わって、どんな些細なことでもいじめになってしまうということで、子どもも保護者も過剰に反応しすぎるのも問題で、そこだけ注意しなければなら

ないと感じています。

清野委員

いじめに関して、先生たちもご苦労様ですと心から感じております。

この表の中で、三つほど疑問に感じたことがございます。一つ目は、解消した件数とあるのですが、どのような方法で解消したのかということ。解消の仕方が大事だと思えます。二つ目は、解消が双方納得した上での解消だったのか。ただ単に、謝罪して終わることではなくて、本当に納得した上での解消なのか気になります。三つ目は、継続中のものもあるようですが、なぜ解消しないのか、なぜ継続したままなのか、この表を見て気になった点です。

いじめ問題の対応についてですが、被害者とその家族に寄り添った初期段階での対応とありますが、被害者とその家族だけではなく、加害者と言ったらいいかかわりませんが、加害者とその家族に対しても対応していかなければならないと思えます。もしかしたら、いじめられている側はいじめられていると思っている。しかし、いじめている側はいじめていると感じていない場合もあると思えます。いじめている子どもと家族の方にも対応もしていかないと、本当の意味での解消、解決にならないのではないかと思います。いじめている側の子どもや家族にもトラブルを抱えている場合もあるので、双方に対してよりよい対応をしていかなければならないと感じています。

あとは、先生方には頭の下がる思いなのですが、いじめの発生は先生だけの責任ではないと思っていただきたいなど。いじめが発生したら自分のせいだと抱え込まないで、先生たちへも対応をしてほしいと思っています。

毛呂委員

初期段階での対応は、今もおっしゃられたように、いじめをする方、された方の双方の対応を一番最初のところでやらないと、対応が遅くなって第三者委員会まで発展した事例も、最初のうちに芽を摘んでおけば、ここまでにならなかったと勿論あると思うのですが、そこは何度も確認してよいと思えます。ただ、今回のような事例は今後、全国的にも多いですし、裁判、訴訟とかになる例がどんどん出てくると思えます。前から教育委員会のほうから市へお願いしているのですが、昨年10月あたりに、スクールロイヤーを文部科学省から各都道府県に何人か出しますという話があったのですが、県の教育委員会に問い合わせてもまだ見えてこない。おそらく庄内教育事務所にも一人か二人、来るのではないかと話があるのですが、実際その方が配置されても、我々の鶴岡の事例をきちんと見てもらえるのかもわからないので、鶴岡市の顧問弁護士がいらっしゃると思うのですが、間違っていたら申し訳ないですが東京の方だとお伺いしております。ですから、地元の方でいいですから、すぐ対応できるスクールロイヤーを一人、今後、もちろん予算もあるでしょうが、なんとか契約をしていただきたいと思えます。また、教育委員会でもすぐ弁護士の方に相談して、初期対応していかないといけない。喫緊の問題で鶴岡市にスクールロイヤーの契約をお願いしたいと思います。いろいろ大変だということは分かっているのですが、お願いいたします。

田中委員

時間がないので、私も同じことを市長へお願いしたいと思って準備してきました。

初期段階の対応のミス、もしくは、お互いのボタンの掛け違いであろうと、やはり、弁護士を立てて問題になってくるような場合も増えてきています。だとすると、教員は、言葉が悪いのですがクレーム的な人に対する対応で、一所懸命でまじめな教員ほど壊れていきます。今、働き方改革などいろいろ言われていますが、そういうところの負担を軽くしてあげることが教員を伸ばしていく、ひいては鶴岡の子どもたちをいきいきと伸ばしていく一つの方法だと思います。ということで、是非、教育委員会対応の弁護士の予算を立ててほしい。私は、この総合教育会議というのは、予算的なことを市長に要望できる唯一の公の場だと思っているので、お願いしたい。あと、自分が県庁にいたときは、県の教育委員の人が一人、弁護士でした。教育委員の中に弁護士が入ってくると、そのようにするとお金の面も緩和できるのではないかと考えています。法的にくる方に対しては、こちらも法的にきちんと対応していくのが筋だと思います。

市長

学校現場において弁護士などに相談をせざるを得ないような実態が出ているわけですね。これを現場レベルでうまく活用できるような仕組みを考えなければならないのだらうと思います。しかし、スクールロイヤーがいれば、すべて解決するのかというと、おそらく違うと思います。使い方を誤れば、生徒の数、先生の数からみても扱いきれないくらいの事案に対処しなくてはいけない。それを、ある弁護士にすべてをお任せするというだけでは、たぶん機能しないようなものだらうと。文部科学省と県の方もいろいろ考えているようですので、鶴岡市教育委員会も積極的にいろいろ検討をすべきだらうと思うのですが、鶴岡の学校現場の力をさらに上げていくような、なかなかこういう部門の対応が難しい、ほかで忙しい先生方とうまく一緒になっていけるような仕組みであれば、財政的な負担もあるわけですが、設置の意義があるのではないかと。どういう風に使うのか、教育委員会でそここのところの整理が必要なのではないかと思っています。いじめの第三者委員会ということで、総合教育会議のこの場で申し上げなければと思っていたのですが、私のところにいじめ重大事態という報告が来たわけですね。いじめ防止対策推進法という法律がありますが、その内容について先生方や教育委員会の方々には深い理解が必要だと思います。大川小学校の判決の話がありましたけれども、学校教員というのは普通の人よりも高いレベルの防災の知識が必要だということと同じように、このいじめ防止対策推進法や市のいろんな方針について、一定程度を少し超えて、事案が生じているときは特にその理解が必要だと思います。後からわかることですので、この場で申し上げますが、いじめ防止対策推進法の運用、解釈について、私のところにいじめ重大事態の報告が来た時に少し疑問な点があったものですから、聞いてもなかなか分からなかったのです。おそらく、経験がなかったのだらうと。それは、やむを得ないことですが、誰でも初めて対応しなければならないことというのは弁護士さんのようにうまく出来ないのです。しかし、そういう知識が先生方や教育委員会の職員に求められるわけですので、文部科学省の室長さんのところに私と学校教育課長と一緒に聞きに行ったのですが、どういうことが法律上想定されていて、私たち自治体がやらなければならないことなのかという確認をし

ました。現場の先生方は忙しいのでなかなかできないけれども言い訳もできないので、あるレベルまでは高いレベルでの知識が求められるので、個別の事案の内容については、これに対処する一定のルールというものがあるので、しっかり踏まえてやっていただきたいと思いますし、こうしたことに対応するのにスクールロイヤーというものが、うまく機能する仕組みとしてできるというのであれば十分検討しなければならないことだと思います。非常に財政事情も厳しいものですから、弁護士5人も10人も配置できればいいですが、現実なかなか難しいので、どういう役割でどうやってもらうために必要だというのが、きちんと整理されて県内でもモデルになるくらいのやり方であることの整理が必要なのではと思っていますので、教育委員会の方からよく話を聞いて検討させていただきます。

教育部長

では、以上をもちまして予定しておりました協議題を終了しますが、全体を通して皆様の方から何かございますでしょうか。

無いようでしたら、時間も超過してしまいましたので、これをもちまして令和元年度 鶴岡市総合教育会議を閉会させていただきます。

閉会（午後2時48分）